## 【4、申請敷地に接する道路及び敷地周辺の状況】

4100	<del>-</del> [27]		
付近見取	以凶		
II			
II			
II			
II			
II			
II			
II			
五二甲二二			
配置図			

注:配置図には縮尺・方位(白地図による真北は不可)・敷地とその周辺の状況(道路、水路等)を記入してください。 道路には道路種別・幅員を記入してください。

## 【5、関係課意見欄】

◆関係法令			
<ul><li>▼ 関係 伝 下</li><li>□ 区域区分</li></ul>			□都市計画課
□ 地域地区			
	<i>h</i>		
□ 地区計画	守		
		国道・府道・市道・開発許可道路・位置指定道路・法施行前道路・43条(許可・認定)	
		图度 的是 中是 两光时可是的 医直接定距的 各地口的是的 \$3米(时) 100×7	□ 建築安全課
			□ 宅地安全課
	A道路		□ 都市整備部
	710四		ᆸᇷᇅᇎᄤᄞ
□道路		幅員( m)	
		国道・府道・市道・開発許可道路・位置指定道路・法施行前道路・43条(許可・認定)	□路政課
			□建築安全課
			□宅地安全課
	B道路		□都市整備部
	_ ,_,		
		幅員( m)	
□下水道関係	Ŕ		□下水道管理課
(建築安全課	見での裏書は		□ 建築安全課
告示区域内	かつ前面		□ 宅地安全課
道路が市道	1・府道・		□ 都市整備部
国道の場合	等)		
□都市計画沒	<b>法第53条</b>	(□道路 □公園 □区画整理)	□建築安全課
	,		
□一団地認知			
□仮使用認定			
□その他許認			
□開発許可			□宅地安全課
□市街化調惠			
□都計法第4			
□開発行為等			
□ 駐車場整備	特定盛土等規制法		
□ 駐車場登場	地区		□ 父週 収 承 禄 □ 大阪府都市整備部
□ 端伧地區			港湾局
	· [冬旬]		□都市景観課
	0×101		山和印泉既除
◆その他			
□景観協定	(□スマ・	エコタウン晴美台	
□景観法第1	` —	□景観地区(百舌鳥)	
□建築協定	□防災		
□風致地区		ラブホテル建築等規制条例 □電波法 □密集事業	
□大店立地沒		立地法 □ 老人福祉法 □ 児童福祉法 □ 医療法	
□旅館業法		谷場法 □障害者総合支援法等 □地下鉄御堂筋沿線	
□ 旅館業法 備考			

注:発行後の訂正は無効となります。

【6、写真等添付欄】	(前面道路が市道の場合、道路境界の写真を添付してください。)

第60版 2025/5/8

## 市 調 査 報 告 書  ## 提出先指定確認検査機関 様    (財)大阪建築防災センター	受付番号 (受付印) 発行日 堺 市 長 印
【申請者及び申請概要】	
【イ、申請書の種類】 □ 建築物 □ 工作物 □ 3 (広告塔 (広告板)・擁壁・その他 ) ( i	变更申請(計画変更) 向回受付番号 ) ) )
【『、申請者氏名】	TEL ( )
【八、代理者氏名】	TEL ( )
【二、申請地 地名地番】 堺市 区	
【ホ、主要用途】□ 一戸建ての住宅 □ 共同住宅 □ その他	
【^、工事種別】□新築 □増築 □改築 □移転 □用途変更 □大規模の	修繕 □ 大規模の模様替
【ト、敷地面積】	面積】
【リ、申請部分の延べ面積】	物の最高の高さ】m
【ル、申請に係る建築物の階数】 地上階 地下	_階
【7、申請に係る建築物の構造】 □木造 □鉄骨造 □RC造 □	] その他
II .	k洗 (□公共 □浄化槽 □簡易) 及み取り
【2、検査済証交付に関する意見欄】	
●都市計画法建築承認の場合、都市計画法36条の検査済証の確認をお願い	します。
● 堺市手続条例建築承認の場合、堺市開発行為等の手続きに関する条例の工事	<b>事検査済証の確認をお願いします。</b>
□ チェックがある場合、堺市狭あい道路後退指導基準適用があります。(	No. Z A- )
【3、備考欄】	